

## 当金庫のインボイス制度への対応について

平素より、たちばな信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されています。

当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、当金庫に対してお客さまがお支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

### 【当金庫の適格請求書発行事業者登録番号】

登録番号	T 8 3 1 0 0 0 5 0 0 4 5 2 8
名称	たちばな信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地	長崎県諫早市小川町 5 2 番地 1

当金庫のインボイス制度への対応につきましては、下記のとおりとなりますのでご案内させていただきます。なお、インボイス制度の詳細につきましては、国税庁の Web サイトをご参照ください。

### 記

#### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、お振込手数料、残高証明発行手数料など）をお支払いいただく際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

#### 2. 自動振替等でお支払いいただく各種手数料について

各種サービス（インターネットバンキングによる振込手数料、口座振替手数料、月間基本手数料など）においてお支払いいただいた際は、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」等を作成いたしますので、インボイスの発行をご希望されるお客さまは、窓口または営業担当者までお申し出ください。

#### 3. ATM・両替機でのお取引について

ATM および両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、インボイスは発行しませんので、ご了承ください。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。